# 重要事項説明書

福祉用具を貸与する事業を行う上で安心してご利用いただけるために、契約に際して重要な事項のご説明を申し上げます。

# (事業の目的)

株式会社 Fma が開設する福祉用具ラボ アイボリー. (以下「事業所」) が行う福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の事業(以下「事業」という)の目的は、次のとおりとする。

- 1. 福祉用具貸与 利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図ること。
- 2. 介護予防福祉用具貸与 利用者の生活機能の維持、改善を図るとともに、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援すること。

## (運営の方針)

- 1. 福祉用具貸与は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、適切に行うものとする。
- 2. 介護予防福祉用具貸与は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3. 事業所は、常に清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具を貸与するものとする。
- 4. 事業所は、自らその提供する福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

#### (事業所の概要)

1. 介護保険事業所番号 倉敷市第 3370208849 指定許可年月日 令和 2 年 6 月 1 日

2. サービスの種類 (介護予防) 福祉用具貸与

3. 事業所名福祉用具ラボ アイボリー.管理者濵辺 善史4. 所在地岡山県倉敷玉島 1334 番地 1電話086-526-6111

# (従業者の職種、員数及び職務内容)

事業所の従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 1. 管理者 1名 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2. 専門相談員 2名以上 福祉用具専門相談員は、福祉用具の貸与及び介護予防福祉用具貸与の提供 に当たる。

# (営業日及び営業時間)

事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。ただし、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画により、営業日及び営業時間以外でも、サービス提供を行う場合があるものとする。

- 1. 営業日 月曜から土曜日までとする。(12/29~1/3 を除く)
- 2. 営業時間 8時30分から17時30分までとする。

# (福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の提供方法)

福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、次に掲げる方法によるものとする。

- 1. 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料の額、全国平均貸与価格に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得るものとする。
- 2. 貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行うものとする。
- 3. 利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うものとする。
- 4. 利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うものとする。
- 5. 居宅サービス計画又は介護予防サービス計画に福祉用具貸与又は介護予防福祉用具貸与が必要な理由が記載されるとともに、当該利用者に係る介護支援専門員により、必要に応じて随時必要性が検討された上で、継続が必要な場合にはその理由が居宅サービス計画又は介護予防サービス計画に記載されるように必要な措置を講じるものとする。
- 6. 同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を、利用者に提供するものとする。

#### (取り扱う種目)

福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与において、取り扱う種目は次のとおりとする。

- ① 車いす ②車いす付属品 ③特殊寝台 ④特殊寝台付属品 ⑤床ずれ防止用具
- ⑥体位変換機 ⑦手すり ⑧スロープ ⑨歩行器 ⑩歩行補助杖 ⑪認知症老人徘徊感知機
- ②移動用リフト(つり具の部分を除く) ③自動排泄処理装置

#### (利用料その他費用の額)

- 1. 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与を提供した場合の利用料の額は別紙のとおりとし、当該指定福祉用具貸与が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に「介護保険負担割合証」に記載された負担割合に乗じた額とする。なお、利用期間に暦月による一月に満たない端数がある場合の算定方法は、次のとおりとする。
  - ①福祉用具貸与の開始月と中止月が同一である場合については、一月当たりの利用料の額とする。
  - ②月の途中における貸与開始または貸与終了の場合の利用料金は、下表のとおりとする。

レンタル開始月	レンタル開始日がその月の15日以前	1ヶ月分全額の利用料金
のレンタル料金	レンタル開始日がその月の16日以降	半月分の利用料金
レンタル終了月	レンタル終了日がその月の15日以前	半月分の利用料金
のレンタル料金	レンタル終了日がその月の16日以降	1ヶ月分全額の利用料金

- 2. 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。
  - ①次条に規定する通常の事業の実施地域以外の地域において福祉用具貸与又は介護予防福祉用具貸与を行う場合の交通費として、通常の事業の実施地域を越えた地点から片道5キロメートルごとに100円。

- ②福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用として、その実費。
- 3. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

#### (請求及びお支払い方法について)

毎月、月末までに前月分の請求をさせていただきますので、翌月末までに下記のいずれかの方法によりお支払いください。

- ①ご利用者様指定口座から事業者指定口座への自動振替
- ②現金支払い
- ③事業所指定口座への振込(但し、振込手数料は、ご利用者様のご負担となります。)

中国銀行 玉島支店

口座番号:普通預金 2533612

口座名義:株式会社 Fma

※サービス利用料金の支払いが2ヶ月以上滞納し、1ヶ月以上の期間を定めた勧告にもかかわらずこれが支払われない場合、

利用者またはそのご家族等に説明を行うことにより契約を解除することがあります。

# (通常の事業の実施地域)

通常の事業の実施地域は、倉敷市、浅口市、里庄町、笠岡市、矢掛町 の区域とする。

#### (苦情の対応)

1. 利用者からの相談又は苦情等に対する窓口を置き、事情の確認及び内容を把握し早急な対応と検討をいたします。経過は記録し、保管するものとします。

2. 苦情窓口 当社の窓口 管理者 濵辺 善史 電話 086-526-6111

FAX 086-522-2950

受付時間 8:30~17:30 月~土(12/29~1/3 を除く)

各市町村窓口 倉敷市介護保険課 電話 086-426-3343

受付時間 8:30~17:15 月~金(祝日、12/29~1/3 を除く)

浅口市健康福祉部高齢者支援課 電話 0865-44-7113

受付時間 8:30~17:15 月~金(祝日、12/29~1/3 を除く)

里庄町健康福祉課 電話 0865-64-7211

受付時間 8:30~17:15 月~金(祝日、12/29~1/3 を除く)

笠岡市長寿支援課介護保険係 電話 0865-69-2139

受付時間 8:30~17:15 月~金(祝日、12/29~1/3 を除く)

矢掛町役場 福祉介護課 電話 0866-82-1026

受付時間 8:30~17:15 月~金(祝日、12/29~1/3 を除く)

その他の機関 岡山県国民健康保険団体連合会 電話 086-223-8811

受付時間 8:30~17:15 月~金(祝日、12/29~1/3 を除く)

# (事故・故障時の対応)

- 1. 提供した福祉用具貸与品による事故や、福祉用具貸与品の故障が発生した場合の窓口を置き、適切な対応に努めます。
  - ①事故・故障時の窓口 管理者 濵辺 善史 電話 086-526-6111 FAX 086-522-2950

受付時間 8:30~17:30 月~±(12/29~1/3 を除く)

- ②ご利用者またはご家族に対して、賠償すべき事由が発生した場合、誠実な対応をいたします。
- ③事故発生時には、ご家族および市町村(保険者)、ご利用者に係わる居宅介護支援事業所に対しても連絡を入れ、円滑な対応をいたします。経過は記録し、保管をするものとします。

#### (虐待の防止)

- 1. 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。
  - ① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
  - ② 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
  - ③ 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
  - ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

# (業務継続計画の策定等)

- 1. 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定福祉用具貸与等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2. 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

# (その他運営に関する重要事項)

- 1. 事業所は、事業所の従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、適切な業務体制を整備する。
  - ①採用時研修 採用後1ヶ月以内
  - ②継続研修 年1回
- 2. 事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3. 事業所の従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4. サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族

の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。

- 5. 事業所は、福祉用具の種類ごとに、消毒の具体的方法及び消毒器材の保守点検の方法を記載した標準作業書を作成し、これに従い、熱湯による消毒、消毒液を用いた拭清等、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により消毒を行うものとする。
- 6. この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社 Fma の事務局長との協議に基づいて定めるものとする。